

三田市介護保険・障害福祉サービス事業所等応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、厳しい運営状況に直面している市内の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対して、事業継続を支援する応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険サービス事業を行う事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス若しくは地域生活支援事業を行う事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービスを行う事業所又は地域活動支援センターをいう。
- (2) 運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行うもの又は同法第79条の登録を行った福祉有償運送を行うものの。
- (3) 事業者等 事業所等を運営する事業者及び運送事業者をいう。

(対象者)

第3条 給付金を支給する対象者は、本市において、本給付金と同一の目的による他の補助金、給付金その他これらに類する助成を受給したもの又は受給予定のものを除き、次の各号のいずれかを満たす事業者等とする。

- (1) 別表第1から別表第3に定める事業について令和8年9月30日以前に指定権者から指定を受けた事業所等を市内に設置しているもの
- (2) 運送事業者であって、かつ市内の営業所又は拠点において管理する福祉輸送等用途を限定して使用する車両を有しているもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、事業者等が三田市内に置く一の事業所等における一のサービスにつき別表第1から別表第4のとおりとする。ただし、一の事業所等において別表第1から別表第3の備考に掲げる対象事業を一体的に運営する場合は、同一事業とみなし、同表に掲げる給付額のうち、いずれか高い額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者等が運営する事業所等のうち、次に掲げるものは対象としない。

(1) 令和8年4月1日から令和8年9月30日の期間にサービス提供の実績がない事業所等

(2) 申請時点で休止又は廃止している事業所等

(3) 令和9年3月31日までに休止又は廃止する予定の事業所等

(申請)

第5条 給付金の支給を申請しようとするものは、三田市介護保険・障害福祉サービス事業所等応援給付金支給申請書兼請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(手続の省略)

第6条 給付金の支給について、規則第11条及び規則第13条の手続は省略するものとする。

(申請期間)

第7条 申請期間は、令和8年10月1日から令和8年12月15日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条及び第3条関係)

介護保険法に規定するサービス事業を行うもの	
対象事業名	給付額

(ア) 居宅介護支援 (イ) 介護予防支援 (ウ) 訪問介護 (エ) 訪問看護 (オ) 介護予防訪問看護 (カ) 訪問入浴介護 (キ) 介護予防訪問入浴介護 (ク) 訪問リハビリテーション (ケ) 介護予防訪問リハビリテーション	50,000円
(コ) 通所介護 (サ) 通所リハビリテーション (シ) 介護予防通所リハビリテーション (ス) 短期入所生活介護 (セ) 介護予防短期入所生活介護 (ソ) 短期入所療養介護 (タ) 介護予防短期入所療養介護 (チ) 特定施設入居者生活介護 (ツ) 介護予防特定施設入居者生活介護	100,000円
(テ) 介護老人福祉施設 (ト) 介護老人保健施設	150,000円
(ナ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (ニ) 夜間対応型訪問介護	50,000円
(ヌ) 地域密着型通所介護 (ネ) 認知症対応型通所介護 (ノ) 介護予防認知症対応型通所介護 (ハ) 小規模多機能型居宅介護 (ヒ) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (フ) 認知症対応型共同生活介護 (ヘ) 介護予防認知症対応型共同生活介護	100,000円

(ホ) 介護医療院	150,000円
(マ) 看護小規模多機能型居宅介護	100,000円
(ミ) 第1号訪問事業	50,000円
(ム) 第1号通所事業	100,000円
(メ) 第1号介護予防支援事業	50,000円
(モ) 福祉用具貸与（介護予防含む）	50,000円
(ヤ) 特定福祉用具販売（介護予防含む）	

備考

- 1 (ア)、(イ)、(メ)
- 2 (ウ)、(ミ)
- 3 (エ)、(オ)
- 4 (カ)、(キ)
- 5 (ク)、(ケ)
- 6 (コ)、(ム)
- 7 (サ)、(シ)
- 8 (ス)、(セ)
- 9 (ソ)、(タ)
- 10 (チ)、(ツ)
- 11 (ヌ)、(ム)
- 12 (ネ)、(ノ)
- 13 (ハ)、(ヒ)
- 14 (フ)、(ヘ)
- 15 (モ)、(ヤ)
- 16 (テ)、(ス)、(セ)
- 17 (ト)、(ソ)、(タ)
- 18 (ホ)、(ソ)、(タ)

別表第2（第2条及び第3条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行うもの
--

対象事業名	給付額
(ア) 居宅介護 (イ) 重度訪問介護 (ウ) 同行援護 (エ) 行動援護	50,000円
(オ) 療養介護	150,000円
(カ) 生活介護 (キ) 短期入所 (ク) 重度障害者等包括支援	100,000円
(ケ) 施設入所支援	150,000円
(コ) 自立訓練 (サ) 就労移行支援 (シ) 就労継続支援	100,000円
(ス) 就労定着支援 (セ) 自立生活援助	50,000円
(ソ) 共同生活援助	100,000円
(タ) 相談支援 (チ) 移動支援事業	50,000円
(ツ) 日中一時支援事業 (テ) 地域活動支援センターを運営する事業	100,000円

備考

- 1 (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)
- 2 (オ)、(キ)
- 3 (オ)、別表第3(エ)
- 4 (キ)、(ケ)

別表第3（第2条及び第3条関係）

児童福祉法に規定するサービス事業を行うもの	
対象事業名	給付額
(ア) 児童発達支援	100,000円

(イ) 放課後等デイサービス	
(ウ) 保育所等訪問支援	50,000円
(エ) 指定障害児入所施設	150,000円

備考

1 (エ)、別表第2(オ)

別表第4(第2条及び第3条関係)

道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営営するもの 又は同法第79条の登録を行った福祉有償運送を行うもの	
対象車両	給付額
福祉輸送等用途を限定して使用する車両	20,000円／1台